

(1) 調査先一覧

ヒアリング調査		対象・場所	対応者
番号	日程	目的	
1	4月22日(金)	進展状況、職安局との連携、就労支援の状況	厚生労働省社会・援護局保健課
2	4月22日(金)	東京都として地域生活支援に重点、体制作り	東京都福祉保健局生活福祉部
3	5月20日(金)	静岡県の準備状況、受け止め	静岡県健康福祉部地域福祉室
4	5月25日(水)	コーディネーター、ナビゲーターの配置状況	厚生労働省職業安定局総務課
5	6月3日(金)	石川県の準備状況	石川県障害保健福祉課
6	6月6日(月)	尼崎市の就労支援事業についてのレポート	尼崎市保護第2担当課
7	8月8日(月)	自立支援の全国的実施状況	厚労省社会・援護局保健課
8	8月8日(月)	東京都の課題	東京都福祉保健局生活福祉部保健課
9	8月9日(火)	新宿区の自立支援の特徴	新宿区生活福祉課
10	8月9日(水)	NPOとしての課題	新宿木ームレス支援機構
11	8月9日(水)	NPOとしての取り組み	山谷ふるさとの会
12	8月28日(日) ~9月8日(木)	ドイツ調査	マインキンシッチュノ郡、ヘッセン州社会労働局 フランクフルト市民生局他
13	9月10日(土)	全国生活保護裁判連第11回総会・交流会	兵庫県中央労働センター
14	10月10日(月)	ふるさとの会シンポジウム	サンパール荒川
15	10月15日(土)	「自立支援プログラムソーシャルインクルージョン」 公的扶助研究関西ブロックセミナー	龍谷大学瀬田キャンパス
16	11月4日(金)	東京都による自立支援プログラム説明会	東京都社会福祉保健医療研修センター
17	11月4日(金)	板橋区赤塚福祉事務所の取り組み	同 上
18	11月17日	八尾市生活保護受給母子世帯自立支援生活	八尾市保健福祉部生活福祉課
19	11月18日	支援事業の成績と課題 大阪府の自立支援の取り組み状況と課題	大阪府健康福祉部社会援護課
20	11月24日	公的扶助研究全国セミナー	きゅりあん(東京都品川区)
		-26日	

21	12月9日(金)	尼崎市の成果と課題	尼崎市健康福祉局保護課	丸尾、西田、澄川、小寺、林、梅園、中本、宿各氏
22	12月20日(火)	ハローーク静岡の取り組み	ハローーク静岡	
23	1月13日(金)	静岡市における自立支援の現状	保健福祉局福祉部総務課	岡田充職業紹介第3部門統括職業指導官
24	2月2日(木)	北九州市の取り組み	北九州市保健福祉局生活福祉部保護課	柴山參事兼統括主幹
25	2月2日(木)	北九州におけるNPOの取り組み	NPO北九州ホームレス支援機構	早崎寿宏保護係長、中山誠一監査指導課監査指導係長
26	2月3日(金)	北九州市の雇用政策の実態	北九州市雇用開発課	木下義彦企画係長
27	2月3日(金)	北九州市におけるホームレス自立支援の実態	ホームレス自立支援センター北九州	森松長生相談主任
28	2月14日(火)	東京都主催 自立支援シンポジウム	東京都社会福祉保健医療研修センター	岡部、池谷、杉田、城間、長友各氏
29	2月17日(金)	大阪市における自立支援プログラムの展開	大阪市保健福祉局生活福祉部保護課	大場博美监察指導係長、向井順子担当係長、小倉雄三保護係長
30	2月17日(金)	大阪市の雇用政策の実態	大阪市市民局市民生活振興部雇用・労働施策室	田井中保室長代理、辻延吉無料職業紹介担当課長、金坂久美子副参事

研究会		日程	内容	場所	ゲスト/競合
31	6月25日(土)	調査研究計画の策定、SGB II の検討		京橋グリーンハイツ	
32	12月28日(水)	東京都の保護の実態、移動能力活用要件		京橋グリーンハイツ	笠沼弘志(静岡大学)、湯浅誠(いもやいじ)
33	1月29日(日)	地方分権、生活保護財政、実施体制、サービス給付		NPO金ヶ崎支援機構	鈴木宣(東京学芸大学)、松繁逸夫(NPO金ヶ崎支援機構)
34	3月5日(日)	ヒアリング結果の検討、一年間の総括		大阪リバーサイドホテル	池谷秀登(赤塚福祉事務所)

(2) ヒアリングまとめ

2005年5月20日 静岡県へのヒアリング

生活保護自立支援プログラムの実施（健康福祉総室地域福祉室）

1 被保護者の就労促進を主体とした自立助長を図るため、「就労支援プログラム」を実施する。

(1) 対象者

稼働能力を有し、就労阻害要因がなく、就労が可能であり、本事業の利用により就労又は增收が期待できる者

(2) 支援の内容

ア 被保護世帯自立支援事業

(ア) 自立支援員の配置（05年4月から2名を県独自に先行して任用している）

公共職業安定所相談OBを非常勤職員として任用し、自立生活支援員として配置

(イ) 勤務場所

東部健康福祉センター（東部及び加茂福祉センター管内を所管）（1名）

中部健康福祉センター（中部及び西部健康福祉センター管内を所管）（1名）

(ウ) 業務内容

公共職業安定所等との連絡調整・情報収集

要保護者への求人情報の提供、求職相談、求職活動に関する援助・助言

公共職業安定所、就職相談会、企業面接等への同行訪問

地区担当員の行う就労指導への助言・協力

被保護者の求職活動状況の把握、効果測定

イ 「生活保護受給者等就労支援事業」への参加

(ア) 事業主体： 公共職業安定所（協議会）

(イ) 事業概要

公共職業安定所に被保護者等のための就労支援コーディネータを新設し、保護実施機関担当者と共同で、就労支援メニューの選定・誘導等を実施

支援メニュー

就職支援ナビゲーターによる支援

トライアル雇用の活用

公共職業訓練の受講斡旋

生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座の受講勧奨

一般の職業相談・紹介の実施

2 取組の準備状況、受け止め

県として自立支援プログラムの実施をどう受け止めているか？

自立支援ができる、仕事の成果が目に見えるようになり、ケースワーカーの仕事に喜びが見出せるようになる、と積極的に受け止めている。

負担は？

国が作った精緻なマニュアルがある。それを全部やれとなると大変だが、やれるところから始めるということなので、負担には思わない。

県内での就労支援の対象者は？

職安のコーディネータが、県内では静岡職安に1人配置ということなので、170名が上限と考えている。(職安コーディネータは一人当たり170人を対象者とするのが標準)

実際には、どれだけの人が上がってくるかは、現時点では予想できない。

就労阻害要因のない人で、就労に無理のない人から始め、成果を出していきたい。

福祉事務所コーディネータの配置は？

あらかじめ福祉事務所にコーディネータを決めておくのではなく、実際にプログラムに参加することになる被保護者を担当するケースワーカーの査察指導員がコーディネータとなる。

伊東市が、独自に1人の支援員を配置している。

その他の自治体では、まだ。

来週、県として最初の協議会を開く。

来週、八尾市の経験発表が、厚生労働省で行われる。

2005年6月3日 15時～16時 石川県庁 障害保健福祉課
弓波章二主任主事 (西川さんは途中退席)

準備状況

今週、第2回目の協議会を開催した。

職安から、「保護の停廃止に関する問題を、職安に持ち込まれると困る」という不安が出された。

それ以外、準備段階で問題はない。

自立支援を行なうことの受け止め方は、県下の自治体によって様々。

就労支援プログラム参加対象者

- ① 石川県全体 就労可能な被保護者 96人（男性 50人）を対象とする
＝傷病が治癒した、中年世代の人がおも。

分布： 金沢市 22人（男性 17人）、加賀市 28人（女性 22人）など。

cf. 県内被保護世帯 4000世帯、被保護人員 5200人 4.4%

- ② 実際に自立プログラムを組み、就労支援をするのは、50名ほどではないだろうか？

就労意思があることを前提にする。

保護が長期化し、就労意欲が示せない人が多い。

- ③ 支援プログラム対象者が少なければ、児童扶養手当の受給者も対象に組み込む。

職安コーディネータが対象とする上限を、100名としている。

体制

- (1) 職安のコーディネータ、ナビゲーター各1名。
- (2) 両者とも、職安OB、福祉施設OBで、専門性は高い。
- (3) 福祉事務所のコーディネータは、査察指導員が担当する（各福祉事務所に査察指導員は1名、という体制）
- (4) 金沢市は、市独自に1名の就労援助員を配置している。
- (5) 石川県独自の施策による上乗せはない。

目標・評価

① 仕事がないのが現実であり、就労自立の目標数は設定していない。

② トライアル雇用などをを利用して、受給者が社会参加する意義はある。

<入手資料>

社会福祉統計月報 17年3月 扶助別人員数、扶助別世帯数

就労支援プログラム参加対象者分布図 (別紙)

平成17年度 生活保護受給者等就労支援事業計画

1 支援対象者数

- (1) 安定所担当コーディネータ年間の支援対象者数は、100名とする。
- (2) 地域別の支援対象者数（支援要請者数）

南加賀	石川中央	能登中央	能登北部
30名	50名	10名	10名

2 面接

- (1) 面接場所

支援対象者の居住地を管轄する安定所

- (2) 1日あたりの面接人数

南加賀	石川中央	能登中央	能登北部
5~6名	5~6名	2~3名	2~3名

3 安定所就労支援事業担当責任者等

(略)

生活保護受給者等就労支援事業実施要領（案）

石川県生活保護受給者等就労支援事業協議会設置要領（案）

生活保護受給者等就労支援メニュー選定チーム設置要領

総括票

個人票 A

個人票 B

生業扶助（技能修得費）として認められる講座、給付範囲及び限度額

<応対者>

川久保重之氏（課長補佐）自立支援、実施要領、訴訟などを担当

松林康則氏（自立支援担当主査）

（以下は主に川久保氏が説明）

<配布資料>

・市町村セミナー「生活保護の見直しについて」のレジュメ

・八尾市、京都市の資料

・ケースワーカー全国研修会資料（7月実施）

先駆的な自治体の事例（八尾、横浜、北九州、足立区など）

<全般的説明>

全国で支援事業が開始された。一部の県ではまだ協議会を設置したばかりのところも。そういうところには個別に状況を尋ねたりしている（職安局からも）。就労支援の現状把握はまだ十分には出来ていない。

就労支援員は全体で250人ほど、100近くの自治体で。これが取っ掛かりにはなるかと思っている。支援員を置くこととプログラムの適切性とは別問題。ある程度福祉事務所でアセスメントが出来るように。ワーカー個人の判断で行うのではなく、システムとしてできることが理想。

セミナー出席の200人へのアンケートでは8割くらいが前向きに捉えている。福祉事務所長の会合でも、考え方としては理解を示している。とはいえ、ワーカー数が不足するなかで、なかなか新しいことに踏み出せないという状況がある。

<職安と福祉事務所との連携の状況>

ハローワークとの連携はできてきている。ハローワークに生活保護の研修、福祉事務所に職安の研修を行うように相互理解を進めている。これまで福祉事務所がハローワークの敷居の高さを感じていたようだが、変化は見える。

<ソーシャルワーク的な能力のある人という配置の仕方はどうか>

コーディネータの前職は雑多。もと職安職員や、民間企業出身者なども。個別の能力の判断は難しいので、職業紹介にある程度知識のある人を選出している。別紙資料（生活保護受給者等就労支援事業のイメージ）メニューの実施（ナビゲータ、トライアル雇用、訓練など）に際してコーディネータが判断する。メニューによって専門性は異なることは承知しているが、今後実施していく中で経験が蓄積されていくだろうと思う。

コーディネータは福祉事務所担当（査察指導員が多い）と安定所担当とが配置されている。就労支援メニュー選定には、ワーカーが同席することもある。就労支援員を雇用しているところはまだ少ないので、査察指導員が出てくることが多い。

<支援の件数>

6月末までで400ケース弱。面接をして、支援を開始するというケースが400、というのは少なくない数と思う。大都市部は1件1人（少なくとも）。チームはハローワークまたは福祉事務所、どちらで行うかは各自治体で決める。ケース400人の構成は、詳細には把握していない。都市部で多いとは思う。メニューのなかでは5（一般的の職業相談、紹介）が多い。つまり、就労能力の高い人が多いということか。今後就労困難なケースも出てくると思う。状況を見ながらプログラムを見直している。3ヶ月を1サイクルとしていくので。そもそもプログラムに同意せず、この事業に乗らなかったケース、福祉事務所独自の指導の下にあるケースもあると思う（こうしたケースはこの400には入らない）。ホームレスも排除するわけではないので、当然対象にもなる。制度的には母子

福祉のところも一緒にはじめている。

<この事業で進んでいる地域は>

横浜市。就労支援員を全区に配置し、無料職業紹介を自治体が行えるようにしている。個人に職業紹介の資格を与えるなど。尼崎は以前から試みていて、試行錯誤をしている。成果を挙げてきていている。事務所のなかで自立に向けてのノウハウを共有している状況。意識は高い。自立していく人々の状況を眼で見ている、ということが大きいようだ。

無料職業紹介が、届出によって自治体で行うことが可能になった。就労支援員が事業者に紹介してもらって、というようなことが可能になった。職安にない求人があつたりする。

就労に結びつかなかった場合も一回の失敗で排除するのではなく、繰り返し。

個別の話は見えていないが、具体的に就職につながったケースはあると聞いている。八尾市のケースなどで、職安いでないような個人的紹介による就職ということもある。支援事業への声をかけたことがこういう行動につながったとみることもできる。

八尾市はモデル事業として取り組んでいる。モデル事業の選出は偶然のようなものだが、母子世帯への就労支援が必要と考えたという背景がある。大阪府に声をかけたところ、八尾市が手を挙げたという状況。あと北海道釧路市。八尾市は母子世帯の調査にコンサルタント会社を投入して実施し、類型を分析しそれぞれの類型に適したプログラムを作成している。

大阪市も市内のいくつかの福祉事務所でモデル事業を実施している。再就職支援会社に委託するというプログラムもある。まだ着手して間がないので成果は不明。

就労の内容として、パートや派遣といった不安定雇用もある。パートなどが4割、6割は常用雇用、という数字もある。

<今後の課題、見通しは?>

成果を挙げているケースを紹介していくことが省の役割。業務の負担になるということだけでなく、自立につながっている実例を示していくことで共感を得られる。八尾市はワーカー一人で100ケースも持っているような状況下でこうした事業へのとりくみが可能であったということで、共感を得られている。

<就労支援以外の自立支援>

医療の関係(社会的入院)、精神障害者などの自立支援など。今の制度でもいろいろに取り組める。

<職安と福祉事務所の関係>

事業は職安が主体だが、積極的な意味あいをもっているのは福祉事務所側。職安にいっても話がつながらなかった自治体側にとってこの事業への期待は大きい。実施は職安にあって、予算は職安側にあるのだが、メリットは自治体側に。

主体は実施機関が行うのはベスト。県が支援メニューの開発をやることが大事(自治体ではやりきれないこともある)。県で予算をつけるなど。県への期待はそういう点で大きい。

地域福祉の一環として生活保護を見ていくことが重要。地域の中での低所得の問題として。国の仕事として切り離すのではなく。財政負担の問題はまた別だが。

国の出先と地方自治体との連携、サービスの一元化、というところまでの議論はいまのところない。NPOの活用、広い社会資源の活用については国の機関が一律にやるということは適切でなく、県の役割が重要。

<応対者>

稻生久雄氏（課長補佐）
宮村悦子氏（副参事、運営指導担当）
相沢伸一氏（保護係長）
新内康丈氏（運営指導担当係長）

<東京都の就労支援プログラムの説明：配布資料参照>

コーディネータは就労支援員と査察指導員の配置が半々。但し面接時はワーカーが立ち会う。全職安に事業担当者を置く。コーディネータ、ナビゲーター配置。

事業の進捗状況：1700人の支援対象者。各区に人数を割り当て、3回連絡表送付

課題①就労支援員との役割分担：セーフティネット補助金（10割国負担）を用いて56人の就労支援員を配置している。「生活保護受給者等就労支援事業」と支援員の業務がバッティングしている。
②対象者の要件：就労意欲についての線引き。福祉事務所が厳格に捉えると対象者がいなくなってしまう。まずは実績をあげるために条件の良いケースを挙げている。順次困難ケースが増えていくと思われる。ハローワーク側で就労意欲の低い層にどこまで対応できるかは地域差がある。福祉事務所の側が順次枠を取り払っていく。ハローワークと綿密に調整するなかで枠を広げている。

これまで福祉事務所が就労支援をしてきたが、ハローワークが加わることで複雑化し、面接スパンが2、3ヶ月かかってしまったりすると対象者の意欲を低下させるおそれもある。

福祉事務所はナビゲーターの機能に期待している。就労意欲の低い層にマンツーマンで指導するという役割。但しハローワークはソーシャルワーク的な経験は蓄積されていない。飯田橋・立川という二つの事務所という限定性の問題もあり、あまり利用が進んでいないところもある。

就労支援員の役割は区によって異なる。受給者のモチベーションを高めるという方法、職安に手を引いていくという方法、など個人によって異なる。

職安を通じて就労するというケースが一番多い。（プログラム5）。従来から行われてきたことではあるが、職安のなかに専門官を置いたという違いはある。「ふるさとの会」や新宿の「仕事センター」等は、4つ目のメニュー（生業支援費）を用いたケース。就労支援の開始者＝プログラムの対象者が400人あまり。支援開始者が200人余り。

就労支援員のほとんどはハローワークのOB（98%）。大田区ではモチベーションを高める意味で、生活相談員をやっていた人材を採用している。職安OBだからといって就労支援員が直接職業紹介をすると職安法違反となりかねない。民間企業の退職者を公募しているところもある。支援員がまだ配置されていない区もあるが、今後は配置が増えていく。

職安17箇所のうち12箇所のみにコーディネータを置いている。そこに対して複数の福祉事務所が対応するという関係。立川は8箇所の福祉事務所をかかえている。東京労働局にもっと多く置くようにと求めている。

ナビゲーターが2箇所にとどまっているのは、人数を散らすより、2箇所に集めるということを考えているようだ。事務所の声としてはナビがもっと多くの事務所に配置されたほうがいいと思う。労働局の事情としてはナビを分散配置しても、それぞれの机を置くスペースが確保できないというような事情もあるようだ。

ナビは職安に受給者を連れて行って、求人票の書き方、職安データの検索方法、面接への臨み方などを指導する。タッチパネル方式の端末があるが、求職者がこうした機器を最初から使えるわけではなく、それに対する指導員がいる。一人のナビが同時に3、4人程度のケースを抱えて世話ををする。一人のナビが年間抱えられるのは60人ほど、コーディは100くらい、といわれている。ナ

ビによる援助は6ヶ月を1スパンと考えている。当初厚労省がいうようなケース数にはならないと思う。ナビもコーディも5月1日採用。

<進捗状況>

1700人という数字はナビ・コーディの数から逆算していった数字。連絡票の送付数が627、受給者中就労可能な者の人数というのは福祉事務所でも把握できていない状況。3月に行った概数調査で7-8000人の就労可能な受給者数がでている。就労支援の阻害要因になるような問題を抱えた人がかなり多いと考えられる。

対象者の個別の状況把握、類型化の把握が出来ればいいのだが、ワーカーがひとりあたり100件以上かかえていて、実態把握が出来ない状況。ワーカーが個別の判断を行って、支援事業の対象になるかどうかを判断している。

連絡票は当初労働局との話し合いで年2回としていたが、実施してみると面接に予想以上の時間がかかり、月単位に調整しようということになった。

就労能力の判断について、国の示す要件と実際の対象者との間にはずれがある。実際は「阻害要因」を抱える対象者も多い。

<ナビゲータの業務内容>

ワーカーの中にはナビと同じようなことをやっている人もいるが、これは熱心な個人の成果としてやっていた。本来就労に関わる業務はワーカーの仕事ではなかった。そこで就労支援事業をいれてくれた。生活保護法1条の「自立支援」には就労が含まれてこなかった(27条の2)。自立支援機能はそもそもワーカーの個人作業でやってきたことで、生活保護のシステムにはなかったこと。今回は生活保護の制度の外側に自立支援事業が作られたと理解している。

<職安の人的資源。ケースワーカーと職安の支援員>

ワーカーはこれまで職安に行きなさい、というところまでだった。今回支援員を置いてみて、ワーカーではできない職安へのアクセスが得られた。就労意欲への働きかけという面でワーカーがどこまで出来ているかについては都内でワーカーが不足している実態があって、これまでそこまでできなかつた。これは本来ワーカーがやるべきことか否かについては異論もあるだろうが。職安の知識を持った人材を自立支援に使えるのはメリットである。

<被保護者に対する教育、職業訓練という分野、どこまでが職安の業務でどこまでが福祉事務所の役割か。稼動能力の低い人を職安にアクセスさせるまでの業務>

コーディ、ナビの人員配置など、財政的限界があり、労働局のできることには限界もある。

就労意欲の低い人のモチベーションをどう高めるかはワーカーの仕事。これはワーカーの経験に左右される。こここのところをプログラムに乗せることが必要。

<就労困難者を対象者としていく過程での難しさ。ホームレスなど、困窮が長期化するなかで就労能力を減退させていく現実がある。早期に保護をかけていく必要があるのでは>

「当面就労可能な受給者を就労させて終わり」ということになる危険性はある。就労困難者になぜ保護をかけないかという問題になる。福祉事務所の意識の変化。自助努力を求める社会。アンタッチャブルと捉える傾向。最終的にはいかに保護を廃止するかしか考えていない。こうした状況下で、できるワーカーが個人的にやってきた業務を福祉事務所の中にシステム化したというのが今回の事業だととらえている。

<自立支援事業の対象外となる人々、今後保護をかけていく人々に対して何をなすべきか>

条件の整った人は次々就職していく。ケースが困難化しているのは事実。モチベーションをあげる、阻害要因の解消を事務所でやって条件を整えこの事業に流す、というメニューをそろえ、効果を挙げていくことが必要と考える。ただし、コーディの大半が職安のOBであれば、こうした面での専門性はない。就労意欲を上げるために人材となればそれは福祉事務所OBが適当。しかし現状としてはワーカーがどこまで就労意欲向上のための支援に手が回っているかは疑問。

この事業をやっても保護廃止が急増するわけではない。保護率の改善にただちにつながるわけ

はない。就労意欲のあるところに重点的に事業を行えば、一時的に効果はあがるが、その後の数値が悪化する。

＜地域的な雇用に関して、国と自治体といずれが責任をもつか＞

雇用に関しては労働部門がやるしかない。福祉事務所が無料職業紹介所をもっていたとしても、そこに行きなさいで終わってしまうだろう。自治体が直接雇用にお金を出すことは無理。民間にできることは民間で。都は仕事出しで失敗している。移行支援として清掃などの職を提供してきた。福祉で作った職というのは永続的な職ではない。雇用の中身が確保できないだろうと思う。就労を義務付けるかわりに確実に雇用を保証する、ということは現状として困難。

＜職業訓練的な雇用、NPO の活用、などは＞

ふるさとの会など、実際に雇用をやっている NPO がある。東京都がここにどう関与するかということには限界がある。

福祉部門で雇用開拓というのは難しいし、労働局は雇用開拓に程遠い状況である。

高齢、疾病・障害のある人が多く、稼動能力のある人はそう多くない。東京都では 5 割が高齢者、5・7 割は稼動能力がない。就労支援事業の対象になるのは 3 割に過ぎない。

今回の支援策は短期的なタームのものである可能性はある。それを見据えると、残りの 7 割のところの自立支援が重要になってくる。

＜就労支援事業のサイクル＞

3 から 6 ヶ月。個人が就職するまで最長 6 ヶ月と考えて想定。東京都では労働局との話し合いで 6 ヶ月とした。

＜新宿区の自立促進事業＞：新内氏説明

見舞金 10 億を廃止したものを用いて、都の基本メニューと区市による独自メニューを。就職面接に必要なスーツ代、技能習得の補助教材費、ボランティア講座受講、ボランティア保険、介護予防教室などの費用支給事業。アパート契約更新時の火災保険料、高齢・精神のケースの居室内清掃費（ごみ処理費）など。

新宿区はホームレスが多いという事情から、日常生活を整えてもらうために、多様なメニューを提供し、就労支援に繋げるよう。調理実習、無料乗車券を使った余暇の過ごし方指導（引きこもり対策）、コミュニケーション指導などを元ホームレスの方など、ノウハウをもつ NPO に依託したプログラム。高齢者などただちに就労につながらないケースも含めて対象としている。

今年度開始したもので、区市のほうでも混乱している状況はある。都としてもこの事業の見直しを図りながら、外部資源の活用（介護保険や支援費では自立とされる世帯の家事援助・家事指導などを依託するなど）を進めていきたい。

国の補助金として、セーフティネット補助金のメニューを拡充しているが、上記のような直接現金給付するようなものは国庫補助の対象になっていない。国の補助要綱にあわないものもある。人員配置については 10 割支援だが、依存症患者への支援や精神障害者の地域生活支援などは 2 分の 1 補助になっている。都としては国庫補助の対象にならないものを中心取り上げている。

都の事業は単発的な性格が強い。退院プログラムなど、一連の流れに位置づけ、体系化するのが理想ではあるが。国の自立支援プログラムについても同様で、法外援助である。

精神の関係では、まだ都がプログラムを作る段階にはなっておらず、各実施期間に対する援助を単発的に行いながら、様子をみようというところ。まずは取組みの出来る実施機関で先行してやってもらってというところ。

就労以外の支援についても、現実的にはワーカーがすべてできないので、それをできる民間事業者を開拓していく、というところが課題。まずは区市に対する補助を行い、区市がそうした取組みをするように促す。

依存症に関しては、自助団体（ダルクなど）に対する補助は出している。都として独自のものは

やっていない。医療施策のところでやっている。現実には福祉事務所がそこに通わせるなどをしている。

退院促進事業については、地域で生活を支える条件が整っていないと難しい。PSW がこうした人々に毎週通うことも出来ない。事業化が困難な分野。

ホームレス支援については、緊急一時保護から自立支援プログラムに流す仕組みがある。この緊急一時保護のところで徹底的なアセスメントをする。社会福祉士会に委託したアセスメント。23区と都の共同事業として入所施設を4箇所作っている。

これに対して、今回の自立支援プログラムのところではアセスメントが十分に行われていない。事務所がそれをできればよいが、能力的にそれができない。いきなり職安に行け、でなく、十分なアセスメントを行うことが重要。

区役所分所 廃校になった小学校を利用している

＜応対者＞

井下典男氏 生活福祉課長（新宿区福祉事務所）：この4月から現職。

田中義一氏 生活福祉第二係主査

生井砂智子氏 生活福祉課第三係主査

＜資料＞

新宿区の生活保護の概況（平成17年度）

福祉事務所業務運営方針・年間事業計画（平成17年度）

自立促進事業関連プリント類

＜概要：井下氏説明＞

福祉事務所には約100人の職員。6000近くの保護世帯。うち2000がホームレス。

人口30万、1割は外国人、東南アジア系が多い。大久保歌舞伎町に朝鮮、中国人が集中。一つの学校に集中している。東京都、23区の保護率のなかで新宿区は平均を大きく上回る。ここ数年のホームレス出身者の被保護率が大きいウェイト。新宿公園で青テントはかなり減少した。地域生活移行支援事業（3000円アパート対策事業）。約5500人がアパートに移行。その他緊急一時施設も。昨日抽選会。大田区の寮に20人入居（50人応募）という状況。

自立支援プログラムについては、就労相談員1名配置（職安OB）居宅の稼動可能年齢層20名を対象にハローワークに繋げている。就労可能性の高い者を優先して職安に繋げる、というのが実態。

東京都が夏・冬の見舞い金を廃止して独自の自立支援メニューを立ち上げた。（23区共通メニュー）。そのほかに区の独自メニューを設定。都の事業については、プログラムの分類に区分する事業の下支えとして区の事業を。基本的生活習慣を取り戻すこと。健康、命、安全維持、規則正しい生活習慣、町や地域に出るまでの社会性育成、の三つの観点からプログラムを作り、9月から面接を行い、10月から具体的に実施。短期間に成果の出るものではないので、地道に支援していくことが大事。

体制について。生活福祉課では窓口と訪問活動が中心。自立の助長がもう一つの柱となるには、現在の窓口中心の事務所のあり方には限界。自立促進事業を組み合わせる、地域生活移行支援とのつながり、23区東京都との連携などを考えたときに、これらを企画、実施、評価するグループを課内に置く必要があると感じている。組織検討チームを立ち上げて検討中。あわせて国のいう80標準を上回る現状、人材不足のなかで、どの分野をアウトソーシングするかも。18年度から新たな体制を発足させたいと考えている。

ホームレス自立というのは一朝一夕にはできないことだが、きっかけ作りが大事。多様な住民と接することができるということを資源と捉え、足元から固めていくという発想が大事。NPOと区の関係が一時険悪な状況になった。ダンボールハウス撤去や放火事件など、いろいろな事件を踏まえて、区がどうホームレスを支援していくかというのは今でも課題。ホームレス支援機構というNPOの担い手も元ホームレス。その意味では受給者も社会的資源。

＜田中氏が自立促進事業について説明＞

3月まではトライアル就労というようなものを考えていました。しかし国のプログラムが発表されて、国と都の補助事業の住み分けの必要から、当初の構想からはかわってきている。面接の訓練などは国の補助事業。基本的生活習慣を確立することを中心とした事業を区として立ち上げた。（都の補助を用いて）

PTの話し合いのなかで、簡単なことから着手しようということに。（新宿ライフサポートプラン）美味しい食事アドバイス、たとえばご飯の炊き方、みかん1個の買い方、といった基本的なこと。ホームレスの場合自炊経験が少ない。コンビニで毎日弁当を買っていたら生活保護費ではもたない。

あるいは居住環境（ゴミだらけの家を何とかする）、余暇（お金のかからない方法）、礼儀作法（医者にかかったときにコミュニケーションをきちんととる、など最低限必要な話し方）、お金の管理（保護費を全部持ち歩いていて落とした、など）、計算や読み書き、など。国の制度である自立支援プログラムにまでもつていくまでの段階。生活する力を持たせた上で就労につなげる。ケースワーカーはこれまで自立廃止という達成感を得るケースは多くなかった。多くは高齢者対象だったため。しかし、生活能力がついた、という達成感を得ることで職員の仕事に対する意識も高めようというもの。

「自立促進事業利用者支援計画書」兼「支援効果報告書」はワーカーにこうした達成感を得てもらう意味もある。

まず、導入面接を全員に受けてもらう。「知って得する社会資源活用講座」；生活保護制度やライフサポートプラン、他の制度についての説明、必要なメニューを決めていく。次に人間関係作り（コミュニケーション訓練）、文章（文書記入やメモの書き方）、お金の使い方、食習慣づくり、買い物同行や自炊指導、部屋と一緒に片付ける、掃除用品提供、余暇（パソコン教室は一クラス3・5人で全く初めての人向けに、カラオケでの自己表現、都営交通の無料乗車券を使って博物館や史跡めぐり、区の施設のワックスがけなど）。公園や駅等は国と重なるとだめ、トライアル就労だと国と重なる、という問題があるので、むしろ朝9時に毎日ここにくる、という習慣づけの意味で。

食事代や現物支給での委託という形をとる。パソコン教室が一番人気。情報から取り残されているという不安の表れか。9月から募集して、2月まで。4・500人程度の枠で実施予定。

毎年3000円の見舞金が廃止されたということが、受給者にどういう影響があるか。給付がなくなりた一方で、こういうプログラムのどれかは利用できるのではないか、というメニューを用意した。

＜生井氏による説明 「ホームレス地域生活移行支援事業」について＞

ホームレスひとりひとりからの聞き取り、全員に再就職セミナー実施。新宿ホームレス支援機構に委託している。この小学校跡を使ったセミナー。就労、病気、生活の不安などの課題に対応して、柔軟に。もうひとつ、NPOのいくつかがアパート入居支援をしているところがあり、そことの連絡をとりあって、食事や掃除のことをあわせてサポートするということを。生活リズムやごみの出し方、民生委員との付き合い方などをNPOが援助している。ワーカーもこうしたことと話し合いをもち、こうした細々したことへの支援の大切さを実感した。今回のこの事業ができたときに、就労に至らないまでも、それに向けた生活支援が必要だとした。各課から人を出してもらって話し合い、どういうプログラムが大事かを話し合った。その後、国の制度との役割分担などが問題となり、セミナー、トライアルなどの用語も使えないなどの問題も整理しつつ、仕組みを精査した。メニューの表現が軟らかいもの（役所用語でなく）になったのはこういう背景もあるが、支援機構のアドバイスもある。あくまでも都の補助金なので、利用が殺到するメニューがあったり、他制度利用を促進する手つだいができたり。

区とNPOの関係は、以前険悪な時期もあったが、最近はいい方向に回ってきてている。路上生活者巡回など、NPOに委託している事業もある。NPOの側も協力してくれる。

＜対象者＞

当初は稼動年齢層に絞ったが、現在は対象を広げている。

（他の大都市においては、行政とNPOの間の不信感がなかなか拭えない。野宿者に必要な手段を柔軟に展開していくには両者の密接な関係が必要と思う。今後ワーカーを増員するのは困難ななかで、NPOを活用するということの意義、多様な専門性を結びつける意義がある。）

行政とNPOの対立意識は残っているところもある。NPOの先駆性、多様性と役所の立場が相互に理解できていないところもある。支援機構の実績が見えてくるなかで、都の財源を使いつつ、NPOにも力をつけてほしいと思うようになった。NPOの財源というのも重要。山谷のNPOにもアプローチをし始めている。東京福祉士会なども。民生委員は実態として限界があるように思える。認証

をうけた NPO だけでなく、非営利団体の掘り起しが必要。

NPO とのつながりには職員の個人差がある。協力しなければ、という職員の意識は高まっている。支援事業に関する職場や都、NPO との話し合いを繰り返すなかで、顔つなぎができ、協力体制が序序にできてきたという感じがする。当初は支援事業に区は否定的だったが、NPO とのつながりが出来たことで、こうしたプログラムもできた。

都がトップダウンで公園の青テントを何とかしろ、ということで、都から「地域生活移行支援事業」が降りてきた。生活保護の制度の枠外でアパートを 3000 円で借りるというようなことがはじまつた。その仕組みを区が生活支援に使う。居宅保護に移行するホームレスが増える、区の 4 分の 1 負担が増える、という危機感が背景にある。移行支援事業に対応する国の事業はない。要望は出している。

<委託先・委託費>

国の補助金の場合、今回は 10 割補助。保健婦の健康相談だと 2 分の 1 補助。名称をかえることで都の 10 割補助になる。臨時就労：東京都が出る公園清掃など。

支援事業については区によって温度差が大きい。広域行政である労働局と自治体との温度差。新宿はホームレスの減少が目に見える。他の区ではホームレスが多くないところもあるし、利害が異なる。まず新宿ホームレス支援機構を中心に。初年度なので、社会福祉協議会に振り分けられる事業があるかどうか。協議会は今手一杯という状況。民生委員とのつながりは強い、ボランティアなど元気な高齢者に力を入れている。生活保護受給者へのつながりは弱いのではないかという印象。

ライフサポートプランの予算は 1700 万円、自立促進事業の基本事業が 1900 万、あわせて 3600 万が都の 10 割補助事業。

NPO への委託費は 5 ヶ月間の事業で 350 万円ほど。それと単価で実績払い。

<アパート移行促進に際しての生活支援は>

東京福祉士会が移行支援事業でのアフターフォローをしている。居宅生活の継続性といった問題はワーカーがやるのが基本だが。800 人ほどがアパートに入居。居宅保護に転換する際に、生活支援の必要性を判断。更生施設でも必要に応じて訪問事業などを。スープの会というところでも宿泊所をもっており、そこからアパートに移行した人にもアフター。国の自立支援事業の担当者、支援員とワーカーが連携を取っていく、ということになる。

生活保護の仕事も今後プログラム化していくように国は求めていると思う。個人の経験に依存するのではなく、支援員など多様な専門家を置いて、ワーカーがそれをコーディネートするという形になるのかと思う。

自立助長は就労だけではない。地域で生活することも自立。就労自立という衣の下に保護費抑制が見え隠れしている。稼動年齢層でも就労しているのは 2 割が実態。完全自立はあまり考えられない。半就労半福祉がせいぜいのところではないか。高齢者についても地域参加、生活、というところの楽しみを考えていかないと。地域生活を支える仕組みに多様な社会資源を組み込んでいくことが必要。

ワーカーは給付事務に負われて余裕がない。そこで社会資源を活用することが重要。大阪、堺、八尾でも「見守り支援」をアウトソーシングしている。新宿はちょっと違う。国の事業に重なるところは就労自立させればよいが、それだけではない。ヘルパーのサービスも受けず、うちのワーカーだけしか接触していないケースもある。職員が入退院に一日付き合うようなことはなかなか難しい。国のセーフティネット補助金(10 割)をどう活用するか、ということも。

処遇困難が増えている、多様化・複雑化するなかで、出口が見えないワーカーもいる。自立なんて考えられないという状況もある。処遇困難ケースはそれにある程度のノウハウをもった人が必要。ワーカーそれぞれの専門性を活かして、チームを作り対応し、それぞれのもつ NPO との繋がりを活かしていく。

ワーカーの本来の仕事は、国いう標準 80 でいいか、ということになる。処遇困難は 50、とい

うようなメリハリが必要。協働といつてもそれぞれ持っているノウハウがある。他分野でも NPO の活用に動いている。今はサービス、システムも多様化している。これは NPO に、これは支援員に、ということが必要。

<受給者の動向、展望>

入りやすい、でやすい制度に、という考え方はあるが、今は出にくくなっている。長期化。生活保護費が減っていく展望はない。4月に前年対比で減ったと厚労省は言っているがこれは景気だけの話。新宿では保護者が増えるのは覚悟の上で、自立を促進する仕組みが求められている。高齢化して、無年金者も増えて、という状況。

扶助費は義務的経費。財政を圧迫しているという見方はあるが。住所不定者をどうするかという問題があるが。他区で交通費を渡して新宿へいけ、というケースもある。もともと新宿に住んでいたという人は多くはない。他区で受けないのに、なぜ新宿でみるのかという感情論もあるが。

<保護費の使い方>

8万円の保護費の使い方に口を出すべきでない。保護を受けているので飲酒はいけない、とはいえない。博打に使ってもそのなかで生活できていればよしとする。「お金の使い方」は節約の仕方についての支援プログラム。

<展望>

総合的な自立支援を福祉事務所がどう作っていくかが課題。区民にとって生活保護というのはまだまだ認識不足。積極的に打って出るというのは難しいところもある。最後のセーフティネットとしてどう保護をして自立させるかは並大抵でない。保護に落ち込まずに最低生活をしている人もいる。こういう人たちの理解を得ることも難しい。

<応対者>

安江：ホームレス支援機構の資料室として、センター機能を担う。『シェルタレス』の編集。地域生活移行支援事業のなかで、富山公園にいたホームレスへの支援に関わる。今回の自立支援事業については、移行事業でアパートに入居し生活保護の居宅保護を受けて、その後の生活が問題になっている。

上川：移行事業の生活支援担当。

油谷：教会の神父 PSW。

笠井：新宿連絡会。NPO で就労支援担当。移行支援事業の就労支援、新宿の自立支援事業などに関わっている

<概要>

就労前の支援ということで、区からは社会との接点を作ることが仕事探しへのきっかけになるだろうということで話があった。保護をかけて放置、でなく、実態を把握し、いろいろな企画に受給者をとりこんで、料理教室やカラオケ大会などの企画をしている。本年度はとくに成果を求めるのではなく、とにかく生活支援をということで、企画作り、実験的なものを含めて。区のライフサポートプランにアイディアを出したりもした。

<区との関係>

企画をこちらに任してもらえたというところは評価。逆に行政の力や知恵が不十分ということもあり、いまのところ未知数。我々はホームレスとの付き合いでどんな企画がいいかの見当がつく。受給者に直接宣伝することはできないが、こちらで把握している受給者を紹介したりした。

実施してみないとわからないところもあるが。これまで支援機構がやってきたことというわけではなく、こちらにとっても新しいこと。路上から家に入って、保証人提供を通じてアパートに入居し、見届けるとか、「スープの会」などが日常的に接触することでニーズを把握するとか。かざまち喫茶というところをスープの会がやっている、「もやい」でもランチを出すということ（居場所作り）をしている。それぞれが何かをやりたいという機運があった。

千駄ヶ谷荘のように就労支援に特化しているところもある。野宿者対策としての自立支援と就労支援はすぐにはつなげられないが、アフターフォローとしてそういうことも必要だと思っている。普段のつきあいから公式なものまで、多様な付き合いを通じて。

路上から入居、生活自立、就労という流れが明確にできているのではなく、まだぶつきりの状態。地域生活については実験的なものだが、これからどう整理していくか、という段階。都や区のこうした政策の流れは評価している、しかし NPO にまかせっきりとなると問題である。NPO もマンパワーが足りないので、質を保てないところもある。サービスの水準を維持していくことを考えてほしい。NPO では単年度事業で継続性が担保されていなければ人を雇うことも難しい。プロフェッショナルな人をすぐに手に入れることもできない。(育っていく時間も必要)。単年度の事業の限界。

移行支援事業は 2 年間。その後の展望はない。当事者から聞かれても答えられない。自立支援、生活保護、就労、それぞれが別々でつながってこない。

全体計画を立てていくようなものが区はない。分野別の協議会はあるが。23 区や東京都の関係がややこしい。路上生活者に関する協議会があり、うちやスープの会、もやいなどが関わっているが、都区合同で何かをするというだけで、独自の事業というのがない。実施計画研究会というのを新宿区も作っているが、区や都の施策を羅列しているのみ。都がイニシアティブをとっている感じがする。

半就労半福祉がメイン。保護をうけながら就労することをセットで求めるのは、求めすぎという

気がする。畳の上に上るにはまず保護を活用し、半就労半福祉で訓練していく。世間は半福祉に対して目が厳しい（遊んでいる、という見方）。そう簡単に安定した仕事を見つけられるわけではない。健康上の問題を抱えながら、生き生き暮らす状況になることも自立のひとつ。稼動能力などを問わずにまず保護をかけることなしに、路上からの脱却はできない。それが徐々にできてきている。そのときに、直ちに就労という尻たたきをせずに見守ることが必要。

そもそも生活保護の入り口が狭いという問題はあるが、悪い方向に行っているというわけではない。ニーズの大きさと政策の量とが対応していない。戸山公園は高田馬場の寄場に近いので、多くのホームレスはそこでの口入で臨時雇用くらいの経験しかない。3000円で少々遠いがアパートに入つて、そこからおやまに通つてくる。おやまの求職活動といつても確実なものではなく、仕事のない時期もあつたりする。50歳以上は「わくわく」等を通じて仕事を探そうとすれば、それをいやがる。フォーマルな求職活動が苦手で、おやまに通い続ける、ということが多い。55歳くらいの人は15年ほどまえにバブルのころに日雇いに入って、というケースが多い。今景気もよくなくて、体力も落ち、おやまからも足が遠のいていくというときに、別の仕事に就けるかというとそれが難しい。公的就労は日払いだからいいが、履歴書を書くようなことには抵抗が大きい。

形式的な就労支援、常雇指向、というのは拒否されることが多い。生活保護についてマイナスのイメージが強く、福祉事務所に行くのを嫌がる人も多い。

中央、戸山の新宿2公園で400人アパートに入った。うち、亡くなった人や出て行った人もいるが、ほとんどは継続中。生活保護を申請したい人にはサポートがついていけば、申請できる。稼動年齢層でも求職活動の実績は強く求めずに保護を申請できる。「わくわく」に登録するとかの段取りをしたが、窓口ではそんなに強くいわれなかった。わくわくは55歳以上の無料職業紹介所（新宿社協がやっている）。窓口で「半就労半福祉でやっていきます」というようなことをこちらが強く言って。ただし、何らかの疾病を抱えているケースに限られる。全く元気で、というケースではない。3000円のアパートに入つてもまだ普通の労働市場に入るには困難なので、まず保護をかけて生活を安定させて、という段取りが必要。生活困窮を強く主張していく。

戸山公園の228人のうち、臨時就労を利用したのは6割、それ以外は臨時就労には依拠せず、野宿時と同様の働き方。雇用創出事業での臨時就労。就労支援センターが開拓してきたパートなどの仕事で生活しているひともいる。自分で新聞などで仕事を探す人もいる。戸山公園では臨時就労が終わったら寄せ場の仕事に戻る、ということが多い。就労支援センターはこの建物の別室にある。移行支援事業の利用者を対象に。馬場の出張所（職安）は全く機能していない。紹介はゼロ。

平均収入は5万くらいか。3000円のアパートで光熱水費は自分もち。5年契約。5年後に契約更新ができるかどうか。当局は更新できるといつているが。もうすぐ1年になる。うち生活保護を受けたのが50人。アパートは23区あちこちに散在。練馬、板橋、新宿など。青テントを撤去するための位置づけと考える人もいて、自分の区にホームレスをばら撒くのか、という反感をもつ人もいる。通常5万円程度の物件を借り上げるという形。板橋ではそういう不満が多い。

戸山公園は特に担当を設けていない。入居したばかりのころは家庭訪問したり、3ヶ月に1度くらいの間隔で見回つたり。保護をうけたり病気や高齢の人には頻繁に訪問したりしている。新宿連絡会はここ10何年来保護への申請業務の見守りをやっている。もやいは保証人提供事業をやった縁で区との付き合いができた。

入居先は民間アパートで木造、トイレが共同だったり、風呂付のところもある。不動産屋ネットワークのNPO(地主家主協会)。4畳半から6畳くらい。練馬、板橋では5万円でロフト付というようなところもある。家具什器は2・8万の生活必需品が現物支給された（布団、冷蔵庫、暖房など）。業者に値段を決めて納品させた。ふるさとの会では中古会社と提携して、もっと多様なニーズに対応しているようだ。

身の回りのことを面倒がる人がいるので、色々面倒を見る。住民票の手続きをしていない人もいる。年金や医療の保険の手続きとかも援助する。受給者には携帯電話を買ってもらって連絡をとる

ようとしている。

アルコール依存の人は移行事業では対象にならない。戸山公園の場合は依存症のひとは少なかつた。公園での相談が終了するときは、新宿区はまだ公園に残っている人がいる、という事実を認め、区が行きます、といっていた。そういう人があとに残っている。移行支援事業は公園でアンケートをとって、相談して、入居後のサポート。

福祉士会も基本的に同じようなことをやっている。巡回相談をやっている。債務相談の件数が相対的に多い。法律家の集団に協力してもらって、法律相談をしたり、法律扶助協会を利用することが多い。多重債務に関する制度変更のアナウンスメントや自己破産に要する費用の相談をしている。

入居後病気になったケース。国保の保険料 1100 円。自己負担免除の制度を適用させ、無料診療を受診させようということも。都の病院が MSW を派遣して、無料低額診療の病院の検索、紹介、予約などの協力をしてくれる。都内にこの制度を使える病院は 40 ほどある。医療短期より使いにくい制度なのだが、病院の側が協力をしてくれるので。福祉事務所だけでなく、病院、法律扶助など、いろいろなところとの繋がりが出来た感じ。国民年金は免除される。

保護をうけながら仕事につき、8, 9 万の収入があれば、良かった、という感じ。3000 円のアパートは将来的には 5.37 万の住宅扶助単給に切り替えていくことが理想ではある。

(大阪はドヤの名称変更・態様変更でやろうとしている)

この事業は 2 年ほど現状で続け、その後は重点化していく、というのが理想。少数の路上生活者を含めて。23 区を 5 ブロックにわけてそれぞれに巡回相談センターをおいて、アウトリーチを確保することを考えている。都営住宅の制度援用なども考えられるが、将来的に追い出すようなことはないと思う。

路上になる前の予防的な方策もあれば、とは思うが今のところ今の仕事で手一杯。来年度にこの事業を 23 区で体系化して、そのあとか。

〈他都市、他 NPO と比較したときの特徴・共通性〉

たとえば北九州ホームレス支援機構がある。ボランティアグループから出発した支援 NPO。自立支援策について民間団体が食い込んだ好ケース。以前から活動していた NPO に北九州大学が関わって。公園からの野宿者追い出しもあったのだが、市が自立支援センターを作るときに、この NPO に声をかけて、支援組織を作った。新宿と北九州の共通点は、ホームレス問題を地域の問題として捉えて NPO の資源・ネットワークを活用すること。

〈区との関係、相互の信頼関係〉

区役所はずいぶん変わったなあという感じはする。こちらの話が通りやすい感じ。職員にも個人差はある。政治的な対立というようなしこりがある。自立支援の名で保護をへらすという意識の自治体が多い。

就労以前の、という言葉が区から出たときに新鮮な感じがした。それでいいのだなあ、と思って。

<応対者>

成清正信氏（理事・事務局次長、就労支援事業部責任者、企画営業部）
小林英夫氏（就労支援事業ワーカステーション所長）

移行支援プログラムと自立支援とは必ずしも結びつかない。部分的に生保に繋げているところもあるが、保護を受けたくないという人もいて、都の出す臨時就労でも引っかかられない人たちもいる。都から区におろして、6区で臨時就労をさせようとしたが、これに応じたのが墨田区。これは別のNPOが請け負っている。

別紙はそのときによるさとの会が提案したプログラムの内容。確実に就労につなげたいという墨田区の意向を聞いている。NPOが最後の受け皿になると思う。一般企業に就職することは困難。ここでは元ホームレスのヘルパーが20人近くいるが、このヘルパーステーションに登録してもらって、高いヘルパーの技術をもつひともいる。きめ細かなヘルプをする。移行支援でアパートに入居したひとが、ヘルパーの2級さえ取得すれば、就職が可能になる。

施設管理講習は介護事業の補助作業、清掃など、就労先まで用意しましょうというのがこのプログラム。読み書きのできないひともいる。三宅島の帰島事業に同行して、灰の清掃等に関わる作業をし、被災者と接触するという経験も（7月まで）。元ホームレスが被災者に関わることで、社会生活に復帰する手がかりに。ニートと思われる層もボランティアに参加している。就労に直結しなくとも、一生ボランティアでもいいのではないか、というスタンスで。

その他に、農業、漁業の講習も。小田原の漁協と交渉して、定置網やえさまきの仕事、一泊や1週間かけて。（生業扶助技能講習）。農業ではつくばの自然薯クラブというところと協力して。ヘルパーに着目しているのは、団塊の世代にとっての思い（ふるさとに帰りたいという思い）を尊重していて。三重県の赤目の里というところで、里山保全のほかに介護事業を始めた。そこと連携してこちらでヘルパー資格をとった人を三重で雇用してもらうということもできる。

6月あたりに最初に区から話があって、山労局から最初話があったのだが、当初はあまり気が乗らなかった。区からは大風呂敷な話があったが。新宿区から23人ほど生業扶助プログラムへ、という動きは出てきた。墨田区、足立区などではまだこういう動きがない。被保護者の自立支援も新宿区のみ。都の10億円予算は余ってしまうのでは。

清掃プログラム、ヘルパー2級講座は人気が高い。母子では特に後者が多い。農業、漁業に興味を示す人も多い。フォークリフトの免許がないが運転経験があった人が資格を改めて取りたい、というケースも。

独自事業：委託事業は3：1くらいの比重。宿泊施設3箇所、墨田区に1つ、グループホーム1つ、自立援助ホーム（墨田区）、2階にヘルパーステーション（有限会社）、墨田寮（更生会の委託、再委託）、労働福祉センターからの委託で敬老室の運営管理、技能講習（厚生労働省からの委託）、ホームレス自立促進事業。当初ヘルパーステーションをやる気はなかった。2種社会福祉施設、通過施設としてつくったのだが、困難ケースがだんだんしてきた。コムスンに話をもっていたのだが、山谷に入るのはいやだ、といわれて、自分たちでやることに。通過型の宿泊なので、最終的にはアパートで、地域で自活することが目的。プログラムの内容については、区と新宿支援機構の話し合いで始めたものなので、新宿区が内容をあまり限定せずにやっている。委託事業の比率はあまり高くしない。委託だけに依存していると、継続的な活動ができない。公と官を繋ぐ中間にNPOがあれば、という考え方。

移行支援でアパート入居した人や、高齢単身者、障害者などに対して地域生活支援センターを提案。地域全体で彼らの生活をサポートする仕組みをつくればいい。